

令和6年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

東京学芸大学

令和7年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	2
領域2 内部質保証に関する基準	5
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	8
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	11
領域5 学生の受入に関する基準	13
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	14
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録2 根拠資料一覧	
自己評価書	

1. 令和6年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和6年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会において、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に

適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置付ける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等により実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和5年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について研修会を実施しました。

また、令和5年9月までに申請した大学の求めに応じて、各大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和5年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の8大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（6大学）

帯広畜産大学、筑波技術大学、東京学芸大学、東京芸術大学、富山大学、政策研究大学院大学

○ 私立大学（2大学）

大阪女学院大学、放送大学

- (3) 機構は、令和6年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和6年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和6年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
令和7年	
1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

- (5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和7年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和7年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和6年度に認証評価を実施した8大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合していると評価されました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和6年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和7年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
川嶋 太津夫	大阪大学特任教授（常勤）・ スチューデント・ライフサイクルサポートセンター長
加藤 映子	大阪女学院大学長
後藤 ひとみ	北海道教育大学理事
近藤 倫明	大学教育質保証・評価センター代表理事
○ 清水 一彦	松本大学・松本大学松商短期大学部学長
高田 邦昭	群馬県公立大学法人理事長
高橋 哲也	公立大学法人大阪理事、大阪公立大学副学長
戸田山 和久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
鳥居 朋子	立命館大学教育開発推進機構教授
中根 正義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根本 武	アクセンチュア株式会社ビジネスコンサルティング本部 マネジング・ディレクター
◎ 日比谷 潤子	国際基督教大学名誉教授
藤田 佐和	高知県立大学看護学部教授
前田 早苗	千葉大学名誉教授
松本 美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
三浦 浩喜	福島大学長
光田 好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
山口 宏樹	大学入試センター理事長
吉田 文	早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

近藤倫明	大学教育質保証・評価センター代表理事
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
川嶋太津夫	大阪大学特任教授（常勤）・ スチューデント・ライフサイクルサポートセンター長
◎ 戸田山和久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

石田朋靖	高崎健康福祉大学長
◎ 近藤倫明	大学教育質保証・評価センター代表理事
柴田潤子	神戸大学教授
高倉喜信	京都大学副学長、白眉センター長
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
竹内淑恵	法政大学教授
竹内啓博	公認会計士、税理士
寺澤良雄	公認会計士
戸田山和久	大学改革支援・学位授与機構教授研究開発部長
花屋実	群馬大学理事・副学長・教授
原田信志	熊本大学名誉教授
藤田佐和	高知県立大学看護学部教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三矢麻理子	公認会計士
山岡洋	桜美林大学教授
山口正洋	高知大学教授
湯川嘉津美	上智大学特別契約教授

(第2部会)

石川准	静岡県立大学名誉教授
岩附信行	東京科学大学副理事・教授
加藤映子	大阪女学院大学長
後藤ひとみ	北海道教育大学理事
寫田敏行	大学改革支援・学位授与機構教授
◎ 高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
竹内啓博	公認会計士、税理士
寺澤良雄	公認会計士
戸田山和久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
中村泰之	名古屋大学教授
三浦浩喜	福島大学長

光 田 好 孝 大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子 公認会計士
湯 川 嘉津美 上智大学特別契約教授

※ ◎は部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

浅 野 茂 山形大学教授
◎ 川 嶋 太津夫 大阪大学特任教授（常勤）・スチューデント・
ライフサイクルサポートセンター長
小 湊 卓 夫 九州大学准教授
渋 井 進 大学改革支援・学位授与機構教授
鴛 田 敏 行 大学改革支援・学位授与機構教授
末 次 剛健志 長崎大学学生支援部留学支援課長
○ 高 橋 哲 也 公立大学法人大阪理事、大阪公立大学副学長
戸田山 和 久 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
新 田 早 苗 琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之 政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗 千葉大学名誉教授
光 田 好 孝 大学改革支援・学位授与機構教授
毛 内 嘉 威 秋田公立美術大学理事・副学長
山 本 幸 一 明治大学研究推進部研究知財事務室副参事

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2－3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1－1から基準6－8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2－1又は基準2－2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1－1から基準6－8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

東京学芸大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準を満たしている。

(第三者による評価結果の活用について)

基準 6-1 から 6-8 までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、教育学研究科、大学院連合学校教育学研究科について、国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4 年目終了時）の結果をもって、各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域 6 の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

II 基準ごとの評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準1-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の1学部及び2研究科を置いている。

[学士課程]

・教育学部（2課程：学校教育教員養成課程、教育支援課程）

[大学院課程]

・教育学研究科（修士課程2専攻：次世代日本型教育システム研究開発専攻、教育支援協働実践開発専攻、専門職学位課程1専攻：教育実践専門職高度化専攻）

・連合学校教育学研究科（博士課程1専攻：学校教育学専攻）

令和元年度に、大学院教育学研究科（修士課程）においては「教育の未来構想」を先導するためのグローバル、教育AI（人工知能）、臨床心理、教育協働などの、これからの社会で求められるテーマに焦点を合わせ、その内容を教育の側から改めて捉え直すことのできる専門性と総合的能力を身に付けた教育者・研究者を養成するために、大学院教育学研究科（専門職学位課程）においては、現代の学校において高度で専門的な対応が求められる「いじめ」等の臨床的な課題に対応した「臨床的課題対応プログラム」の設置や「国際バカロレア教員養成特別プログラム」を開設し、教育の分野における高度専門職業人又は教育研究の推進者となるための人材を養成するために教育学研究科を改組している。

令和5年度に、子供と教師がともに新たな社会を創造していく学校教育の実現を目指し、対子供として「変化が激しく予測困難な時代へ対応できる力と新たな価値を創造することができる力を子供に育成することができる教師」、教師自身のものとして「学校や社会をより良く変革することに自立的・主体的に取り組むことができる力を有する教師」を養成するために、教育学部を改組している。

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準1-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式1のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式1-2-2のとおり、著しく偏っていない。

基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準 1－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、学系の講座・分野、教職大学院の講座、機構に所属している。連合学校教育学研究科においては、講座等に所属している。それぞれ専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、各学系には学系を統括する学系長を置くとともに、講座・分野には講座主任・分野主任を置いている。教育学研究科については修士課程長、教職大学院長を置いている。連合学校教育学研究科については研究科長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、教授会、全学教室主任会、教育学研究科運営委員会を置いている。連合学校教育学研究科については連合学校教育学研究科委員会、連合学校教育学研究科拡大研究科委員会を置いている。

全学教室主任会は、学部教育を所掌する副学長、学生支援を所掌する副学長、学系長、教室主任、特別支援教育特別専攻科主任から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。

教育学研究科運営委員会は、教職大学院を所掌する副学長、修士課程を所掌する副学長、学生支援を所掌する副学長、学系長、専攻代表、プログラム代表及びサブプログラム代表から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。

連合学校教育学研究科委員会は、研究科長、研究科専任教員、各構成大学の連合学校教育学研究科運営委員会委員長、各構成大学から選出された研究科所属教員各 2 名から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。

連合学校教育学研究科拡大研究科委員会は、研究科委員会委員、各連合講座会議の部会代表者で構成される。ただし、10 月入学生の第二次研究科選抜を審議するときは、研究科委員会委員、当該入学判定にかかわる連合講座会議の部会代表者から構成される。いずれも学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。

教育研究評議会は、学長、理事及び副学長、学系長、附属図書館長、大学院連合学校教育学研究科長、各学系教授会、教職大学院教授会及び機構教授会構成員から選出された教授各 1 名、附属学校運営部長、事務局長から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和 5 年度には、別紙様式 1－3－3 のとおり開催されている。

カリキュラム改革推進本部は、学長が指名する理事又は副学長若干名、学長が委嘱する教員若干名、学務部長から構成され、教育活動に関する次期中期目標及び中期計画の提案並びに中期計画の推進に関する事項、教員養成カリキュラム等の検証及び充実・強化施策の立案並びに授業科目の開設に関する事項、教員養成に関わる教育組織及び支援体制の検証並びに充実・強化施策の立案に関する事項、教員養成に関する法制度改正への対応に関する基本方針の策定に関する事項、カリキュラム改訂及び課程認定申請等に関する基本方針の策定に関する事項、教員養成における教育委員会等との連携協力に関する施策の立案に関する事項、その他教員養成カリキュラム等の改革に関する

事項等を全学的な見地から審議する組織として設置されている。

教務委員会は、各学系の教授会構成員から選出された者各1名、学部教育を所掌する副学長が委嘱する者若干名、学務課長から構成され、カリキュラムの運営の方法（シラバスを含む。）並びにその改善及び支援に関する事項、カリキュラム運営に係る担当教室、授業担当教員及び関係委員会との調整に関する事項、課程認定及び教育職員免許取得にかかわるカリキュラムに関する事項、履修登録及び成績処理に関する事項、諸資格取得に関する事項、科目等履修生及び研究生等の受入れに関する事項、東京学芸大学学部学生交流規程（平成7年規程第12号）に基づく派遣・受入れ（外国の大学等への派遣・受入れ及び短期留学プログラムを除く。）に関する事項、認定単位に関する事項、単位互換制度の運用に関する事項、介護等体験に関する事項、インターンシップの単位認定に関する事項、授業暦に関する事項、学習支援（履修指導等）に関する事項、障害学生の学習支援及び生活支援に関する事項、教室（講義棟）の管理・運営に関する事項、その他教務に関する事項等を全学的な見地から審議する組織として設置されている。

教育実習委員会は、各学系の教授会構成員から選出された教授各1名、先端教育人材育成推進機構において主に教育実習に係る業務を担当する教員、附属学校運営参事、学務課長、その他教育実習委員会規程第5条第1項の委員長が必要と認めた者若干名から構成され、教育実習に関する企画及び立案に関する事項、教育実習の事前事後指導に関する事項、教育実習の成績評価及び単位認定に関する事項、その他教育実習の基本的事項に関する事項等を全学的な見地から審議する組織として設置されている。

教育実習委員会教育実習実施部会は、学部教育を所掌する副学長、各学系から選出された教員各3名、先端教育人材育成推進機構において主に教育実習に係る業務を担当する教員、保健管理センターの業務を担当する専任教員1名、附属学校運営参事、附属学校の教育実習主任12名、教育実習委員会教育実習実施部会要項第5条第1項の部会長が委嘱する者若干名、学務課長から構成され、教育実習生の派遣計画及び指導に関する事項、各都道府県教育委員会及び教育実習協力校との連絡調整に関する事項、教科別連絡教員等に関する事項、その他教育実習の具体的事項等を全学的な見地から審議する組織として設置されている。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、理事・副学長（全体統括・総務・社会連携担当）を自己点検・評価の責任者、また、理事、副学長、連合学校教育学研究科長をそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は全学戦略・広報本部、連合学校教育学研究科委員会であり、その役割分担は点検評価規程、全学戦略・広報本部要項、大学院連合学校教育学研究科委員会規程に明確に定めている。

中核的な審議機関である全学戦略・広報本部は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある学長が指名する理事又は副学長若干名、学長が指名する学長特別補佐若干名、その他必要に応じて学長が委嘱する教職員によって構成している。また、連合学校教育学研究科委員会は、研究科長、研究科専任教員、各構成大学の連合学校教育学研究科運営委員会委員長、各構成大学から選出された研究科所属教員各 2 名によって構成している。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

教育学部においては、副学長（学部教育・連合大学院担当）を責任者としてその質保証を行っている。

大学院教育学研究科修士課程においては、理事・副学長（教育・研究担当）を、専門職学位課程においては副学長（先端教育人材育成推進・FU事業・入試・特命事項担当）を責任者としてその質保証を行っている。

大学院連合学校教育学研究科においては、連合学校教育学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

その役割分担は、教育の内部質保証に係る自己点検評価実施要項に定めている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設、設備全般及び学習環境については、総務を所掌する理事を責任者として施設整備会議が、情報設備については、研究・情報・特命事項を担当する副学長を情報化統括責任者として情報基盤整備推進本部が、附属図書館については、附属図書館長を責任者として学術情報会議が分担して質保証を行っている。その役割分担は、施設整備会議規程、学術情報会議規程、情報基盤整備推進本部要項によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する重要事項については、学生委員会委員長を責任者として、学生委員会が質保証を行っている。学生の保健管理については、学生相談室長を責任者として学生相談室が、学生の就職支援については、学生キャリア支援室長を責任者として学生キャリア支援室が、障害のある学生への支援については、障がい学生支援室長を責任者として障がい学生支援室が分担して個別に質保

証を行いつつ、上記3つの室を統括し室間の連絡・調整や連携・協力を推進するために学生支援センター長を責任者として学生支援センターが質保証を行っている。留学生の支援については、国際戦略推進本部長を責任者として国際戦略推進本部、国際交流／留学生センター長を責任者として国際交流／留学生センターが質保証を行っている。その役割分担は、学生委員会規程、学生相談室要項、学生キャリア支援室要項、障がい学生支援室要項、学生支援センター要項、国際戦略推進本部要項、国際交流／留学生センター要項によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の調査・研究・データ収集・分析や検証については、アドミッションオフィス室長を責任者としてアドミッションオフィスが、入学者選抜方法等の策定、実施については、入試委員会委員長を責任者として学部入試委員会が、大学院の入学者選抜方法等の策定、実施については、教育学研究科運営委員会入試部会長を責任者として大学院教育学研究科運営委員会入試部会が、質保証を行っている。その役割分担は、アドミッションオフィス規程、学部入試委員会規程、教育学研究科運営委員会入試部会要項によって定めている。

基準2-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準2-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、教育の内部質保証に係る自己点検評価実施要項に定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準6-3から基準6-8に照らした判断を行うことを教育の内部質保証に係る自己点検評価実施要項、教職課程に関する自己点検・評価実施方針に定めている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、教育の内部質保証に係る自己点検評価実施要項及び教職課程に関する自己点検・評価実施方針に定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、教育の内部質保証に係る自己点検評価実施要項、教職課程に関する自己点検・評価実施方針を定め、定期的の実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、教育の内部質保証に係る自己点検評価実施要項に定めている。

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準2-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学評価基準に則した自己点検・評価の継続的な実施には至っていないが、これまでの自己点検・評価活動及びその他の様々な評価等の結果に基づき課題点を抽出しており、それに基づく改善及び向上の取組を別紙様式2-3-1のとおり実施し、その多くの課題について、対応済みあるいは対応中の状況にある。

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準2-4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しは、組織再編検討委員会に関連する事項を検討したのち、教育研究評議会において審議・承認され、役員会において審議、決定している。

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準2-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、教員選考規程、教員選考基準、テニユアトラック制度に関する要項等を定め、書面審査、面接、模擬授業を評価して、別紙様式2-5-1のとおり教員を採用・昇任させている。

点検評価規程、総合的業績評価指針を策定し、別紙様式2-5-2のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

教員業績評価実施要項に基づき、業績評価結果によって活動が十分でないと判断された教員に対しては、業績結果の取扱いに関する申合せに基づき「活動改善計画書」を提出するなど、別紙様式2-5-3のとおり評価結果を教員の処遇等に反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式2-5-4のとおり、附属学校研究会全体会、教職大学院FD研修講演会、東京学芸大学教育実習研究シンポジウム等を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式2-5-5のとおり教務関係や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員、TAを配置し、活用している。

教育支援者や指導補助者（教育補助者）の質の維持・向上のため、別紙様式2-5-6のとおり、教員免許事務担当者講習会、学務部SD研修、文部科学省研修、各層別サイバーセキュリティ研修-C S I R T研修、第21回日本古典籍講習会、TAオリエンテーションを実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、経営協議会、教育研究評議会を設置している。

役員会は、学長、理事により構成され、中期目標について文部科学大臣に対し述べる意見に関する事項、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、講座、課程その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、その他役員会が定める重要事項等を審議している。

経営協議会は、学長、学長が指名する理事、事務局長、学外委員により構成され、経営に関する重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制を整備している。

情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験、利益相反マネジメント、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供の法令遵守事項について規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開、個人情報保護、公益通報者保護は総務部総務課、ハラスメント防止は、総務部総務課及び学務部学生課、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験、利益相反マネジメントは財務・研究推進部研究・連携推進課、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供は総務部人事課が責任部署となっている。

危機管理として、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応について規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は総務部総務課及び財務・研究推進部施設課、情報セキュリティは総務部情報基盤課、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は財務・研究推進部研究・連携推進課、学生危機対応は学務部学生課が責任部署となっている。

基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

事務組織規則に基づき、事務組織を設置している。

別紙様式 3-3-1 のとおり、常勤 214 人、非常勤 81 人を配置している。

基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準 3-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3-4-1 のとおり、教員及び事務職員等が全学戦略・広報本部評価部会、教育実践研究推進本部、男女共同参画推進本部、社会連携推進本部、DX 推進本部等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3-4-2 のとおり、学務部 SD 研修（24 人参加）、財務・研究推進部 SD 研修（296 人参加）、等を実施している。

基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準 3-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事 2 人（非常勤 2 人）を置いている。監事は、監事監査規程に基づき、監査計画を作成の上、監事監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した監査室が、内部監査規則、内部監査実施細則に基づき、財産の保全及び経営効率の向上を図り内部監査を行っている。監査室長は、監査の基本方針、監査の範囲、監査の実施時期、監査の重点項目、その他の事項を記載した監査計画書を作成し、監査終了後は、監査調書を作成し、学長に報告している。

監事、会計監査人及び監査室は、学長、総務担当理事、財務担当副学長と意見交換会等を開催し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準 3-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3-6-1 のとおり公表している。

なお、学校教育法施行規則第 172 条の 2 が公表を求める事項のうち一部の教員の学位や業績について、自己評価書提出時点には公表されていなかったが、令和 6 年 11 月までに公表している。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

小金井キャンパス（小金井市貫井北町）を有し、その校地面積は計 226,121 m²、校舎等の施設面積は計 22,092 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、各キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式 4-1-1 のとおり夜間授業を実施している。

法令が定める附属施設については、別紙様式 4-1-2 のとおり、附属幼稚園小金井園舎、附属幼稚園竹早園舎、附属小金井小学校、附属世田谷小学校、附属大泉小学校、附属竹早小学校、附属小金井中学校、附属世田谷中学校、附属竹早中学校、附属高等学校、附属国際中等教育学校、附属特別支援学校を設置している。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備における安全性について、配慮している。小金井キャンパスの耐震化率は 100%である。バリアフリー化については、バリアフリースイッチはマップを公開して周知し、点字ブロックの設置等に配慮している。安全防犯面については、外灯の設置、防犯カメラを設置するなど、配慮している。

I C T環境については、学内ネットワークを整備し、活用している。

附属図書館については、小金井キャンパス内に設置しており、延面積 8,025 m²、閲覧座席数は 720 席である。原則として 8 時 30 分から 21 時 30 分まで開館している。令和 5 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 913,045 冊、学術雑誌 11,775 種、電子ジャーナル 9,602 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、ラーニングコモンズ、グループ学習室及び学生ラウンジ等が整備され、利用されている。

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、保健管理センター、学生相談室、学生キャリア支援室、キャンパスライフ委員会を設置し、別紙様式 4-2-1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、キャンパスライフ委員会規程等に基づき、キャンパスライフ相談員が相談窓口となり、キャンパスライフ委員会等と連携しハラスメント等に関する相談に対応している。

130 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式 4-2-2 のとおり、課外

活動施設設備を整備し、運営資金の補助、備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、国際交流/留学生センターを設置している。そのほかに、留学生チューター制度、レジデント・アシスタント（RA）制度を設置するなど、別紙様式4-2-3のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき要領等を定め、別紙様式4-2-4のとおり、障害のある学生に対し修学上の合理的配慮の提供を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、大学独自の奨学金制度、入学料の免除、授業料の免除、寄宿舍の整備等を行っている。

領域5 学生の受入に関する基準

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、教育学部及びすべての研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入試を行っている。実施体制については、学部入試委員会、運営委員会入試部会、拡大研究科委員会を置いている。

アドミッションオフィスでは、入学者選抜を実施するための調査研究等を行っており、分析したデータを基に中長期的な入学者選抜方法の在り方等を検討するとともに、全学戦略・広報本部と連携をとりながら入試広報を進めている。

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

令和2年度から令和6年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

・教育学部：1.05倍

[修士課程]

・教育学研究科：0.94倍

[博士後期課程]

・連合学校教育学研究科：1.06倍

[専門職学位課程]

・教育学研究科：0.94倍

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 6-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた国立大学法人等の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4年目終了時）の学部・研究科等の教育に関する現況分析結果（以下「現況分析結果」という。）を含め、分析した結果、以下のとおりである。

教育学部及びすべての研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 6-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

教育学部及びすべての研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準 6-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

教育学部・研究科において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。なお、自己評価書提出時点では、研究科においてシラバスの点検が十分に行われていなかったが、令和6年11月までにシラバスチェック体制が整備され適正化が図られている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めている。

専門職学位課程を除く大学院課程の研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を定めるなど明確な指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。

専門職学位課程として教育学研究科教育実践専門職高度化専攻を設置しており、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教職大学院運営協議会を運用している。

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっている。学部においては 4 ターム制、大学院課程は、春学期（4～9月）、秋学期（10～3月）の 2 学期制をとり、いずれも半期あたり 14 週（100 分）で授業が実施され、10 週又は 15 週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げている。

教育学部及びすべての研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

教育学部・研究科において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。なお、教育学部における状況は、別紙様式 6-4-4 のとおりである。

教育学研究科においては、大学院設置基準第 14 条で定める教育方法の特例の取組として、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている。

教育学研究科教育実践専門職高度化専攻を設置しており、履修登録の上限設定の制度（CAP 制度）を適切に設けている。また、連携協力校を確保している。

基準 6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準 6-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えている。

なお、教育学部における状況は、別紙様式 6-5-1、6-5-2、6-5-3、6-5-4 のとおりである。

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準 6－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

教育学部及びすべての研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

教育学部及びすべての研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準 6－7 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

教育学部及びすべての研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院課程の各研究科においては、学位論文評価基準を組織として策定し、学生に周知している。

教育学部及びすべての研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準 6－8 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

過去 5 年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式 6－8－1 のとおり、資格の取得状況は、根拠資料 6-8-1- (01) -01、6-8-1- (02) -01 のとおり、就職及び進学の様子は、別紙様式 6－8－2 のとおりであり、教育学部及びすべての研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。

卒業（修了）時の学生、卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生、就職先等からの意見聴取の結果によれば、教育学部及びすべての研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。